

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健法による保健指導等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上牧町は、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するために措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上牧町長

公表日

令和3年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による保健指導等に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)に基づき、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るため施策を実施する事務を行う。①保健指導の実施、保健指導を受けることの勧奨に関する事務②新生児・乳幼児等の訪問指導等の実施③健康診査の実施、健康診査を受けることの勧奨に関する事務④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務⑤母子健康手帳の交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察の受診の勧奨に関する事務⑦低体重児の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務⑧未熟児の訪問指導に関する事務⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務⑩養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第26、56の2、69の2、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、38条の3、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) 第69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 生き生き対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先 電話番号 0745-76-1001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上牧町健康福祉部生き生き対策課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先 電話番号 0745-79-2020

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康カルテ	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	名称の訂正、追加
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条	番号法第19条第7号 別表第二の26, 56-2, 70, 87の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19, 30, 39, 44条	事後	法令の追加
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	上牧町 住民福祉部 生き活き対策課	住民福祉部 生き活き対策課	事後	評価書記載統一のため
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	生き活き対策課長	生き活き対策課長 高田健一	事後	課長名追加
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先 電話番号 0745-76-1001	上牧町住民福祉部生き活き対策課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先 電話番号 0745-79-2020	事後	変更
平成30年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	生き活き対策課長 高田健一	課長		様式変更に伴う変更
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26, 56-2, 70, 87の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19、30、39、44条	番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第26、56の2、87の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) なし (母子保健法による保健指導等に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	無	全項目入力	事後	様式変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)に基づき、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るため施策を実施する事務を行う。①保健指導の実施、保健指導を受けることの勧奨に関する事務②新生児・乳幼児等の訪問指導等の実施③健康診査の実施、健康診査を受けることの勧奨に関する事務④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務⑤母子健康手帳の交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察の受診の勧奨に関する事務⑦低体重児の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務⑧未熟児の訪問指導に関する事務⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務⑩養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)に基づき、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るため施策を実施する事務を行う。①保健指導の実施、保健指導を受けることの勧奨に関する事務②新生児・乳幼児等の訪問指導等の実施③健康診査の実施、健康診査を受けることの勧奨に関する事務④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務⑤母子健康手帳の交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察の受診の勧奨に関する事務⑦低体重児の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務⑧未熟児の訪問指導に関する事務⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務⑩養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	
令和2年6月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ② 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第26、56の2、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) なし (母子保健法による保健指導等に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第26、56の2、69の2、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、38条の3、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) 第69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条	事後	
令和2年6月24日	I. 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	事後	
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月23日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民福祉部 生き活き対策課	健康福祉部 生き活き対策課	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	上牧町住民福祉部生き活き対策課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020	上牧町健康福祉部生き活き対策課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	